

## 政治家の 寄附の禁止

政治家が選挙区内の人や団体に対して寄附をすることは、その時期や理由がどのようなものであっても禁止されており、罰則の対象となります。ただし、政党その他の政治団体や親族に対して行う寄附及び自らが行う政治集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれています（飲食に関するものは禁止）。

政治家が親族や秘書などの名義を使って寄附をしたり、政治家以外の人が政治家名義で寄附をすることも禁止され、罰則の対象となります。

## 政治家に対する 寄附の要求の 禁止

政治家に対し寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると罰則の対象となります。また、政治家名義の寄附を求めることも禁止され、威迫して求めると罰則の対象となります。

※「威迫」とは、「人に不安の念を抱かせるに足りる行為」をいいます。

## 政治家の 関係団体の 寄附の禁止

政治家が役職員・構成員である団体・会社が、選挙区内の人や団体に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されています。

## 後援団体の 寄附の禁止

後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内の人や団体に対して、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすることは、その時期や理由がどのようなものであっても禁止されており、罰則の対象となります。

## 会社・団体が する寄附

会社、労働組合その他の各種の団体（政党・政治団体を除く）は、政党・政治資金団体以外の者に対する「政治活動（選挙運動を含む。）に関する寄附」は禁止されています。また、誰であっても「政治活動に関する寄附」をするよう会社、労働組合その他の各種団体（政治団体を除く）に対して寄附の勧誘や要求をすることは禁止されています。これらに違反して寄附をすると罰則の対象となります。

編集・発行  
東京都選挙管理委員会  
TEL 03-5000-7260  
<https://www.senkyo.metro.tokyo.lg.jp/>

東京都選挙管理委員会 検索

寄附は  
**NO!**



〈選挙のめいすいくん〉

リサイクル適性(A) **260**  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

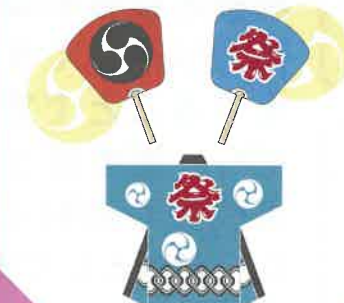
# 寄附は **NO!**



## 有権者は求めない! 政治家は贈らない!



運動会やスポーツ大会への  
飲食物の差し入れ



お祭りへの寄附や差し入れ



町会の集会や旅行等の  
催し物への寄附や飲食物の  
差し入れ



落成式・開店祝いの花輪



お中元・お歳暮



入学祝い・卒業祝い



葬式の花輪・供花



病気見舞い



結婚祝い・香典

政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは時期や理由を問わず**法律で禁止**されています。

また、有権者が政治家に対し寄附を求めることは**禁止**されています。

東京都選挙管理委員会・東京都明るい選挙推進協議会  
区市町村選挙管理委員会・区市町村明るい選挙推進協議会

<https://www.senkyo.metro.tokyo.lg.jp/>

東京都選挙管理委員会 検索

# NO!



## 寄附の禁止

### 寄附ってな～に？

「政治家の寄附は禁止」というけれど、寄附ってなに？



寄附とは、お金や物品、その他財産上の利益となるものを与えたり、与える約束をすることです。ただし、物を買った時の代金や有料イベントの参加料のように、対価として支払うものは寄附にはあたりません。



お金のかからない選挙、きれいな選挙を実現するためです。

どうして政治家は寄附をしてはいけないの？



お世話になった人へのお中元・お歳暮や催し物の賛助金など、選挙とは関係ない寄附だったら問題ないのでは。



以前は「選挙に関する」寄附だけが禁止されていました。しかし、政治家が普段からいろいろな名目で行う寄附が、実は選挙にお金がかかる大きな原因となっていました。そこで法律が改正されて、現在は選挙に関する・関しないを問わず、選挙区内の人や団体への寄附は全て禁止されています。



## 寄附の禁止

### こんなときは??

## Q&A

Q 町会で被災地支援の募金を集めることになりました。町会にいる政治家が募金に応じた場合は、寄附になりますか？

A 募金に応じた場合も、禁止されている寄附にあたります。



Q 政治家が、家族や秘書の名義で支払ったお祝い金は寄附にあたりますか？

A 他の人の名義であっても、政治家本人の禁止されている寄附にあたります。



Q 政治家からの結婚祝いや香典は寄附にあたりますか？

A 結婚祝いや香典も禁止されている寄附にあたります。  
(政治家本人が結婚披露宴、葬式等に自ら出席してその場で行う場合は罰則が適用されない場合があります。)



Q 趣味の会の会則で、会費は1口(1,000円)以上となっている場合、政治家が2口(2,000円)以上支払ったときは、寄附にあたりますか？

A 会員として資格を得られる最低限の会費(この事例では1口)までは寄附ではありませんが、これを超える分は禁止されている寄附にあたります。



Q 地域で開催されるスポーツ大会の賞品を政治家が提供した場合、寄附にあたりますか？

A 物品の提供も利益を与えることとなるため、禁止されている寄附にあたります。



注：上記事例は、すべて政治家の選挙区内における寄附に関するものであり、禁止されている寄附にあたる場合は、罰則が適用されます。

町会の皆様へ！

具体的な場面別のチェックリストを作成しましたので、参考にしてください。

## 政治家からの寄附禁止 チェックリスト



政治家が選挙区内の人や団体へお金や物を贈ることは、**法律で禁止されています**。

### 町会費

町会員の政治家が、1口2,000円の町会費を、2口以上払うことはできるか。



※ 町会員としては1口なので、2口目からは禁止される寄附にあたります。

### 金一封

町会が行事を行う際、町会員の政治家が他の役員と共に祝儀として金一封を出すことはできるか。



※ 行事を行う際の金一封は、禁止される寄附にあたります。

### お祭り

町会の役員がお祭りの寄附を集める場合、町会員の政治家にも寄附をお願いできるか。



※ 禁止されている寄附にあたるので、政治家に対して求めることはできません。

町会の役員を務める政治家が会員からお祭りの寄附を集めることはできるか。



※ 政治家自らが寄附はできませんが、お祭りの寄附を集めることは可能です。

### 旅行

町内の旅行で会員は1人15,000円の会費、町会からは5,000円の補助が出る。この場合会員ではない政治家が20,000円の会費を払って参加することができるか。



※ 旅行費として会費（実費）を払って旅行に参加することは可能です。

政治家が町会の旅行に参加予定で会費も払っていたが、急用で行けなくなった場合、払った会費をそのままにしておくことはできるか。



※ キャンセル料等の経費を除き、返金してもらわないと禁止される寄附にあたります。

### イベントへの参加

節分会の豆まきに参加料として一般会費10,000円と特別会費20,000円とがあり、特別会費には袴（かみしも）が貸与される。政治家が特別会費を払って参加できるか。



※ 一般会費との差額が袴の貸与に係る対価としての差額であるならば、特別会費20,000円を払って参加しても差し支えありません。

### 運動会

政治家が運動会に招待され、昼食時に弁当を頂いた場合、食事代として1,000円を渡すことはできるか。



※ 実費として請求された金額を払うのは可能ですが、見込み額や相当額を払う場合は禁止される寄附にあたります。

裏面もあります。

## 政治家からの寄附禁止 チェックリスト



### チャリティバザー

選挙区内でチャリティバザーが行われ、売上の一部を福祉施設に寄附することとした場合、このバザーに政治家が物品を提供することはできるか。



※ 売買ではなく、無償で物品を提供する場合は禁止される寄附にあたります。

### 政治資金パーティー

政治家の後援会が開催する政治資金パーティーに、選挙区内の有権者を無料で招待し、食事や飲み物を提供できるか。



※ 無料招待した場合は、提供する飲食物が禁止される寄附にあたるのでできません。

### 出版記念パーティー

会費制の出版記念パーティーに、秘書が自ら会費を支払い代理出席することはできるか。



※ 政治家の代わりに出席する秘書が、自分名義で自ら会費を払って出席することは可能です。

### 会費制の会合

政治家が、会費制の会合に無料招待されたが、それを辞退し、正規の会費を払って参加することはできるか。



※ 正規の会費を払うのであれば禁止される寄附にはあたらないため、参加が可能です。

### 結婚式

選挙区内で行われる会費制の結婚披露宴に政治家の秘書が代理で出席して会費を払うことはできるか。



※ 政治家の代わりに出席する秘書が、自分名義で自ら会費を払って出席することは可能です。

### 忘年会・新年会

政治家が、会費が決められていない町会の忘年会や新年会に出席する場合、会費相当額を「会費」として払うことができるか。



※ 「会費相当額」は、実質的には「会費」ではないので、禁止される寄附にあたります。

会費が設定されていない会合に政治家が出席する場合、あらかじめ主催者側から実費額を請求してもらい、その金額を払うことはできるか。



※ 請求された実費分を払う場合は寄附にはあたらないので払うことができます。

これらの具体的な場面の対応についての詳細な説明や、不明な点につきましては、お近くの区市町村選挙管理委員会または下記までお問合せください。

